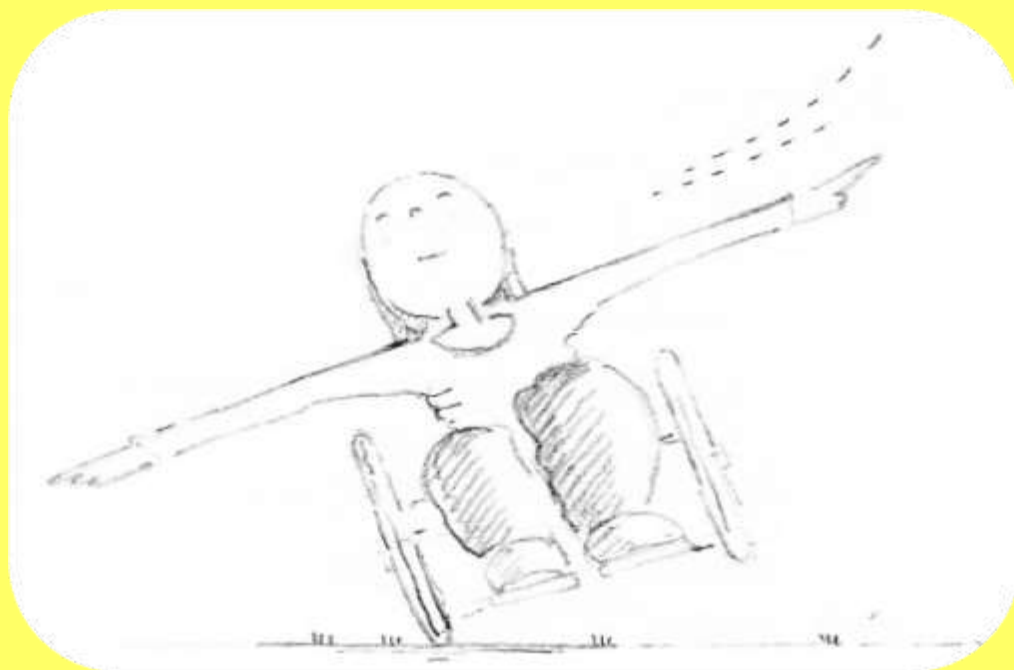


京都府中丹圏域

うち くらす
お家で生活

**医療と福祉を必要とする人の
ためのガイドブック**

令和5年10月



中丹圏域障害者自立支援協議会

医療的ケア部会

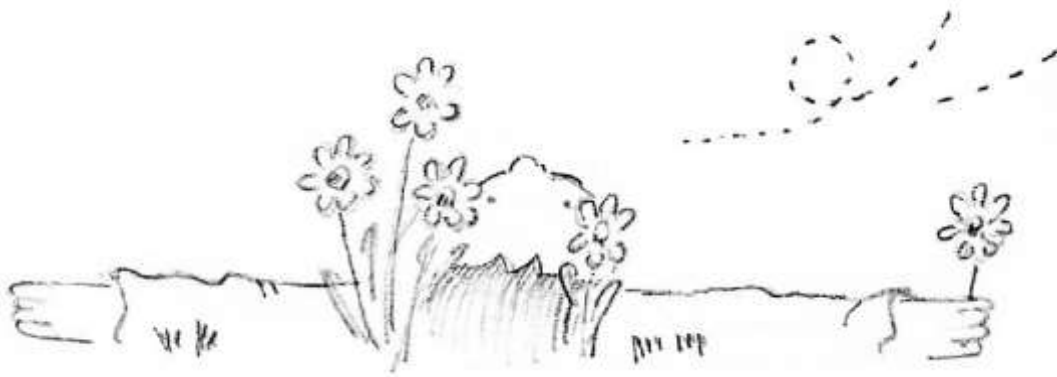
はじめに

日常生活の中で“医療的ケア”を必要とされる子どもたちや成人の方々がおられます。肢体不自由で、一人で座ることができない方、健康面での配慮が必要な方々も多くおられます。

自分たちの生まれ育ったこの地域で、家族や仲間たちと一緒に、地域の人々と関わりながら、当たり前前の生活を送るために、医療・保健・福祉のさまざまな制度やサービスを取り入れていくこととなりますが、それらの制度等は複雑でわかりにくい状況にあります。そこで、これらの情報を一つにまとめたガイドブックを作成しました。

多くの方々にご活用いただき、ご本人とご家族への支援・つながりの輪が広がっていくことを願っています。

中丹圏域障害者自立支援協議会 医療的ケア部会



目次

はじめに	1
目次	2
1 まずは相談してください	5
(1)市保健センター・市役所福祉事務所	5
(2)保健所	6
(3)各病院医療相談室(医療連携室)	6
(4)相談支援事業所	7
2 医療的ケアが必要な子どもと家族が利用できる 社会資源やサービスとその流れ	9
3 先輩お父さんお母さんの経験から	13
4 各種制度の活用	15
5 主な制度・サービスの紹介	17
(1)医療費について	17
子育て支援医療	17
未熟児養育医療	18
自立支援医療(育成医療、更生医療)	19
小児慢性特定疾病医療費助成制度	21
重度心身障害児(者)医療費の助成	22
特定医療費(指定難病)助成制度	23
(2)手帳・手当などについて	24
障害者手帳の制度	24
特別児童扶養手当	25
障害児福祉手当	26
特別障害者手当	27
障害年金(基礎年金、厚生年金)	28

(3)手帳を交付された方の各種料金の割引制度	30
交通運賃、通信等	30
税関係	32
その他手帳で利用できる制度	34
(4)医療や福祉のサービス	36
訪問看護	36
居宅介護(ホームヘルプサービス)	38
訪問入浴サービス	39
短期入所(ショートステイ)	40
日中一時支援	41
重症難病患者一時入院事業	42
療養介護	43
生活介護	44
訪問生活介護	45
居宅医療的ケア支援事業	46
医療的ケア児居宅等支援事業	47
重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	48
移動支援事業	49
タクシー利用券交付事業	51
児童発達支援	52
放課後等デイサービス	53
(5)日常生活用具や補装具が必要なとき	54
日常生活用具給付事業	54
在宅難病患者等療養生活機器貸出事業	55
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	56
小児慢性特定疾病児童医療用具給付事業	57
補装具費の支給	58
(6)きょうだいがいる場合のサービス	59
保育所等・放課後児童クラブ(放課後学級)	59
一時預かり	59
ファミリー・サポート・センター事業	60

(7) リハビリや療育が必要になったとき	61
京都府立舞鶴こども療育センター	61
(8) 歯科診療	62
京都府歯科サービスセンター北部診療所	62
訪問歯科診療	62
6 親の会	63
7 関係機関一覧	65
(1) 訪問看護ステーション(訪問看護・リハビリ)	65
(2) 医療機関の詳細情報の検索	67
(3) 教育	67
(4) 地域リハビリテーション支援センター	68
(5) 京都府医療的ケア児等支援センターことのわ	68
(6) 福祉サービス機関	69
8 緊急サポートシート	76



1 まずは相談してください

(1) 市保健センター・市役所福祉事務所

市保健センターは、妊娠から、出産、就学までの間の育児に関する相談、新生児訪問や乳幼児健診、予防接種などを行っています。

お住まいの地域の担当保健師がいます。

福知山市中央保健福祉センター 〒620-0035 福知山市字内記(内記3丁目)100番地 ハピネスふくちやま内 電話 0773-24-7055 FAX 0773-23-7011
舞鶴市保健センター 〒625-0087 舞鶴市字余部下1167 電話 0773-65-0065 FAX 0773-62-0551
綾部市保健福祉センター 〒623-0011 綾部市青野町東馬場下15-6 電話 0773-42-0111 FAX 0773-42-5488

市役所福祉事務所は、各種福祉サービスの窓口です。

福知山市役所 〒620-8501 福知山市字内記13-1		
福祉サービス、障害者手帳等	障害者福祉課	電話 0773-24-7017 FAX 0773-22-9073
特別児童扶養手当	子ども政策室	電話 0773-24-7011
子育て相談等	子ども政策室	電話 0773-24-7055
舞鶴市役所 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044 西支所 〒624-0853 舞鶴市字南田辺1番地		
18歳未満の福祉サービス、特別児童扶養手当、障害者手帳等	子ども支援課	電話 0773-66-1094
子育て相談等	子ども支援課 子どもなんでも相談窓口	電話 0773-66-2120
医療費助成	保険医療課	電話 0773-66-1075
18歳以上の福祉サービス、障害者手帳等	障害福祉・国民年金課	電話 0773-66-1033 FAX 0773-62-7957
上記全般	上記福祉関係課 西支所保健福祉係	電話 0773-77-2253 FAX 0773-77-1800

綾部市役所 〒623-8501 綾部市若竹町 8-1		
子育て相談等	こども支援課 家庭児童・療育担当	電話 0773-42-4251 FAX 0773-40-1088
福祉サービス、障害者手帳、特別 児童扶養手当等	障害者支援課	電話 0773-42-4254 FAX 0773-42-8953

(2) 保 健 所

小児慢性特定疾病や指定難病の医療費制度を受給されている方など、在宅ケアに関する相談、親の会への支援等を行っています。

福知山市にお住まいの方

中丹西保健所 保健課

〒620-0055 福知山市篠尾新町 1 丁目 91

電話 0773-22-6381 FAX 0773-22-0429

舞鶴市・綾部市にお住まいの方

中丹東保健所 保健課

〒624-0906 舞鶴市倉谷 1350-23

電話 0773-75-0806 FAX 0773-76-7746

(3) 各病院医療相談室（医療連携室）

入院中は、病院の医療相談室（医療連携室）に相談できます。

(4) 相談支援事業所

障害がある方やその家族の生活や支援に関する相談にに応じています。窓口相談や家庭訪問により、福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用、社会生活能力を高めるための支援、介護相談、情報提供などを行う事業所です。

※〈対象者〉略称 児：18才未満、者：18才以上

福知山市

〈対象者〉

社会福祉法人みつみ福祉会 生活サポートセンターとも 〒620-0878 福知山市字堀 345 電話 0773-23-1245 FAX 0773-22-9150	者
地域生活支援センターふきのとう 〒620-0038 福知山市字中ノ 100 番地の 12 電話 0773-24-1417 FAX 0773-24-6233	児・者
福知山市障害者生活支援センター「青空」 〒620-0035 福知山市内記 100 番地 ハピネスふくちやま 2 階 電話 0773-24-4439 FAX 0773-45-8585	者
福知山市聴覚言語障害センター 〒620-0035 福知山市内記 10-18 福知山市総合福祉会館内 電話 0773-45-3025 FAX 0773-24-4459	児・者
障がい児・者地域・家庭相談支援センター「てくてく」 〒620-0845 福知山市字長田上松 2707 番地の 1 電話 0773-27-6768 FAX 0773-27-8388	児・者
福知山市子ども発達支援相談ステーション くりのみ園 〒620-0051 福知山市昭和新町 166 番地 電話 0773-23-1933	児

舞鶴市

〈対象者〉

舞鶴市聴覚言語障害者支援センター 〒625-0083 舞鶴市字余部上 2 番地の 9 障害者総合支援センター内 電話 0773-64-3911 FAX 0773-64-3912	児・者
舞鶴市障害者生活支援センター 〒625-0087 舞鶴市字余部下 1183-9 身体障害者福祉センター内 電話 0773-65-4100 FAX 0773-62-9546	児・者
障害者地域生活支援センターほのぼの屋 〒625-0007 舞鶴市大字大波下小字滝ヶ浦 202 番地 56 電話 0773-66-7707 FAX 0773-64-0002	者
地域生活支援センターみずなぎ 〒625-0014 舞鶴市字鹿原 772-1 電話 0773-64-3766 FAX 0773-64-3658	児・者

京都府立舞鶴こども療育センター 〒625-0052 舞鶴市字行永 2410 番地 37(舞鶴行永分校隣) 電話 0773-63-4865 FAX 0773-63-4867	児
舞鶴市社会福祉協議会舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園 〒625-0083 舞鶴市字余部上 821 電話 0773-64-5798 FAX 0773-62-9171	児
相談支援事業所もくもくハウス 〒624-0814 舞鶴市字万願寺 97 番地 10 コーポ藤 1-101・102 号 電話 080-2412-5547 FAX 0773-77-5135	児
みらいコンパスまいづる 〒624-0841 舞鶴市字引土 19-5 電話 0773-78-3256 FAX 0773-78-3258	児
ケア・オフィス 夢咲 〒624-0841 舞鶴市字引土小字河原田 470 番地 電話 0773-78-3131 FAX 0773-78-2233	者

綾部市

<対象者>

生活支援センター「えがお」 〒623-0011 綾部市青野町西青野 18 番地 電話 0773-43-3553 FAX 0773-43-3556	児・者
就労生活支援センターいかるが 〒623-0031 綾部市味方町アミダジ 11 電話 0773-40-1355 FAX 0773-40-5390	者
あやべ生活サポートセンター 〒623-0012 綾部市川糸町南古屋敷 5-1 電話 0773-43-2881 FAX 0773-43-2882	児・者
綾部市聴覚言語障害者支援センター 〒623-0011 綾部市青野町西青野 18 番地 電話 0773-40-1260 FAX 0773-40-1261	児・者

2 医療的ケアが必要な子どもと家族が利用できる社会資源やサービスとその流れ

入院中

医療的ケアが必要な子どもと家族が、安心して家や地域で暮らすために、様々な社会資源やサービスの利用ができます。

その時その時にあわせて、次のような機関に相談ができます。

◆ 入院中に

- 子どもの状況にあわせ、退院後の生活を考えます。
- そのために病院の医療相談室（医療連携室）、市の保健センター、保健所と相談して、地域の社会資源や福祉サービス等の情報収集を行います。

◆ 退院前までに確認したいこと

- 退院後の生活上の注意として何が必要か（食事、排泄、入浴、移動など）
- 医療的ケアが必要か（吸引、注入、導尿、服薬管理等）
- 何かあったときにどこに連絡したらよいか（病院、相談機関、消防署等）
- 訓練をどうしたら受けられるか（舞鶴こども療育センターや地域リハビリテーション支援センター等）
- 医療費補助制度、各種手当てを調べます（病院の医療連携室や市役所福祉担当等）

退院準備

◆ 退院に向けて準備をはじめます

- 家族参加で医療処置やケア、外泊の練習を行います。
- 必要に応じて、吸引器等医療用具、ベッドや車いす等福祉用具、住宅改修等の準備をします。
- 医療費や経済面の負担の軽減のため、各種制度の申請準備を行います。
- 病院医療相談室、市保健センター、保健所に相談すると、病院、地域の関係機関による退院後の生活についての話し合いが行われますので、参加しましょう。関係者と顔を合わせ、不安や心配と思うことを話すことで、よりよい関係につながります。

相談機関

病院（医師、看護師、ソーシャルワーカー）

福知山市

舞鶴市

綾部市

保健センター、福祉事務所
（保健師・福祉担当者等）

中丹西・東保健所（保健師）

相談支援事業所（相談支援専門員）

お家での生活

- ◆ 様々な医療や福祉サービスを組み合わせて生活していきます。サービスの調整は、相談支援事業所が中心に行います。年齢や状況に応じた変化していきますので、定期的に話し合いをしていきましょう。
 - 活用できるサービスは、訪問看護、ヘルパー、訪問入浴、短期入所、移動支援、日中一時支援、補装具費の支給、日常生活用具の給付、きょうだいの保育などがあります。
 - 通所支援事業所や療育センターに通所したり、保育所、幼稚園等の集団生活に参加します。
 - 親の会に参加することで、いろいろな情報を交換したり、交流できます。
 - 他のきょうだいのことにも相談できます。

相談機関

病院 (医師、看護師、ソーシャルワーカー)
(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)

開業医 (医師、看護師)

訪問看護ステーション (訪問看護師、理学療法士)
(作業療法士、言語聴覚士)

居宅介護事業所 (ヘルパー)

相談支援事業所 (相談支援専門員)

幼稚園、保育所等、療育教室

福知山市・舞鶴市・綾部市 (保健師・福祉担当者)

中丹西・東保健所 (保健師)

継続

就学に向けて/成人(20歳)になると

◆ 子どもの成長発達に応じた教育を受けるため、学校、教育委員会と相談します

- 就学年齢に近づくと、医療機関、地域の関係機関にも入ってもらい、学校と協議します。
- 必要に応じて、学校の見学や体験入学もできます。

◆ 18~20歳になると制度や、相談機関も変わります

- 小児慢性特定疾病の医療費助成は、18歳未満(継続は20歳未満)まで。特別児童扶養手当、障害児福祉手当は、20歳未満まで。
- 20歳になったら、障害年金、特別障害者手当(該当者のみ)の申請をします。
- 就労に向けては、ハローワークや就業・生活支援センターへ相談します。
- 40歳になると介護保険が適応になる場合もあります。


相談機関

小中学校
教育委員会
特別支援学校
相談支援事業

相談機関

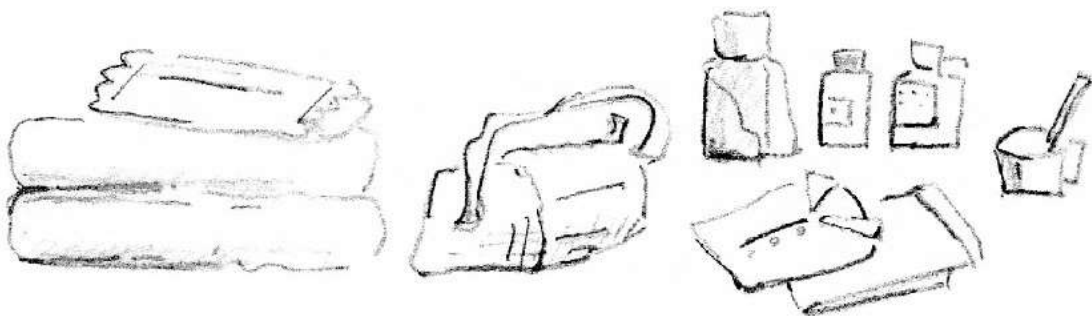
ハローワーク
就業・生活支援センター
生活介護等通所事業所
相談支援事業所
地域包括支援センター(介護保険)

3 先輩お父さんお母さんの経験から



準備中

準備中

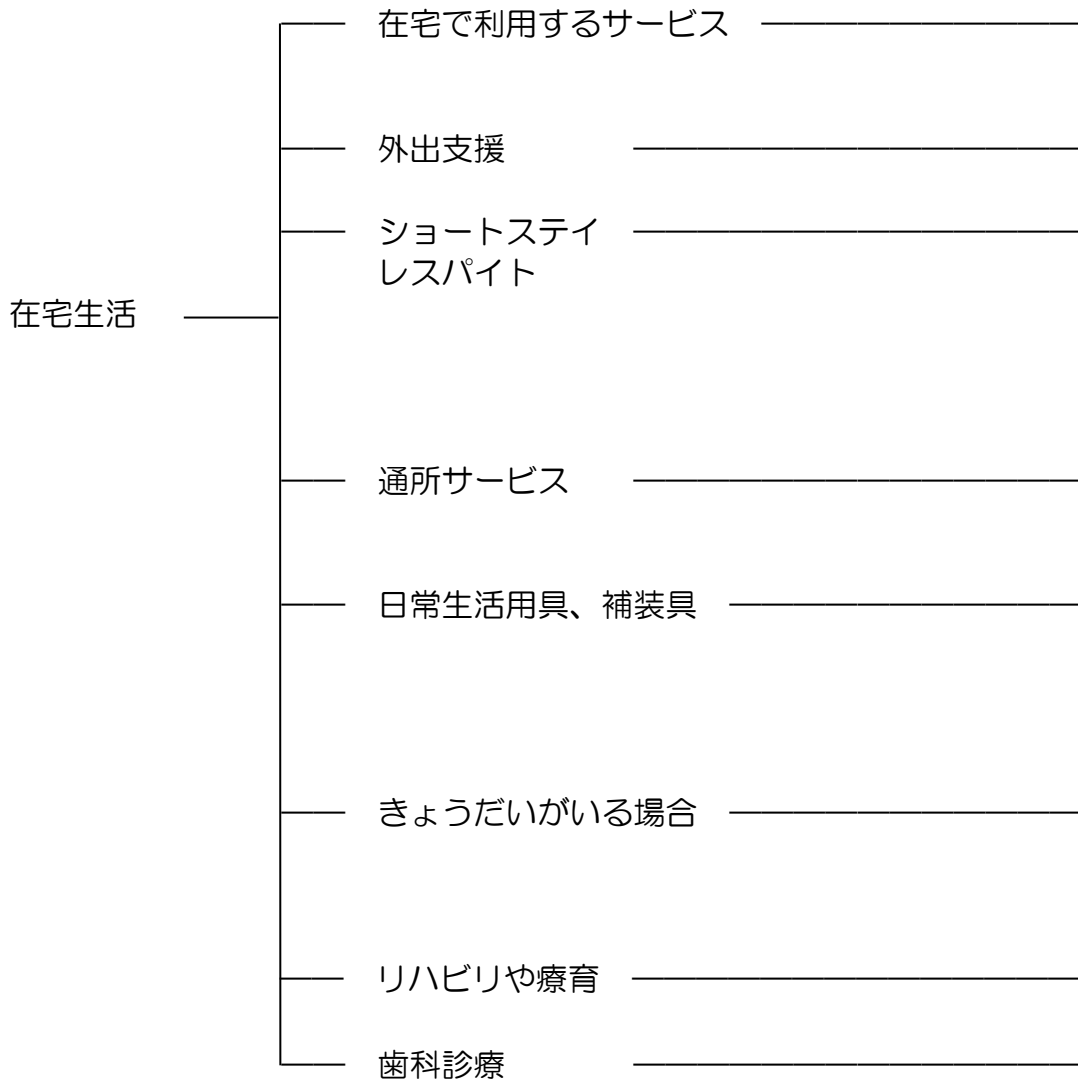


4 各種制度の活用

医療費の助成

手当・年金
他の経済的支援制度

障害者手帳の発行



- 子育て支援医療〔P17〕 未熟児養育医療〔P18〕
 - 自立支援医療（育成・更生医療）〔P19～20〕
 - 小児慢性特定疾病医療費助成制度〔P21〕
 - 重度心身障害児(者)医療費の助成〔P22〕
 - 特定医療費（指定難病）助成制度〔P23〕
- 特別児童扶養手当〔P25〕 障害福祉手当〔P26〕
 - 特別障害者手当〔P27〕 障害年金（基礎・厚生）〔P28～29〕
 - 各種料金の割引制度〔P30～31〕 税関係〔P32～33〕
- 障害者手帳の制度〔P24〕 その他手帳で利用できる制度〔P34～35〕
- 訪問看護・リハビリ〔P36〕 居宅介護（ホームヘルプ）〔P38〕
 - 訪問入浴サービス〔P39〕 訪問生活介護〔P45〕
- 移動支援事業〔P49〕 タクシー利用券交付事業〔P51〕
- 短期入所（ショートステイ）〔P40〕 日中一時支援〔P41〕
 - 重症難病患者一時入院事業〔P42〕
 - 居宅医療的ケア支援事業〔P46〕
 - 医療的ケア児居宅等支援事業〔P47〕
 - 重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業〔P48〕
- 児童発達支援、放課後等デイサービスなど〔P52～53〕
生活介護〔P44〕
- 日常生活用具給付事業〔P54〕 補装具費の支給〔P58〕
 - 在宅難病患者等療養生活機器貸出事業〔P55〕
 - 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業〔P56〕
 - 小児慢性特定疾病児童医療用具給付事業〔P57〕
- 保育所等・放課後児童クラブ（放課後学級）〔P59〕
 - 一時預かり〔P59〕
 - ファミリー・サポート・センター事業〔P60〕
- 京都府立舞鶴こども療育センター〔P61〕
- 京都府歯科サービスセンター北部診療所、訪問診療〔P62〕

5 主な制度・サービスの紹介

(1) 医療費について

子育て支援医療

子どもが医療機関にかかったときに、保険診療の医療費の自己負担額を公費で負担します。ただし、一部負担金があります。

担当窓口

福知山市＝子ども政策室

舞鶴市＝保険医療課、西支所保健福祉係

綾部市＝市民・国保課 福祉医療・年金担当

5～6
ページ

手続き

- ① 市役所窓口申請し、受給者証の交付を受けます。
- ② 子どもが医療機関を受診する際に健康保険証と受給者証を提示します。
- ③ 他府県の医療機関で受診した場合は、一旦自己負担分を支払い、後日、市役所窓口で医療費の払い戻しの手続きをしてください。

自己負担額

入院＝中学卒業まで、200円（1ヶ月、1医療機関あたり）

通院＝3歳まで、200円（1ヶ月、1医療機関あたり）

※所得制限はありません

※3歳以上の通院の自己負担額は、市によって異なります。

出生時体重が2,000g以下または生活機能が未熟な状態で生まれた赤ちゃんの入院に必要な医療費と入院時食事療養費（ミルク代など）の給付を行う制度です。

担当窓口

福知山市＝子ども政策室
舞鶴市＝保険医療課、西支所保健福祉係
綾部市＝市民・国保課 福祉医療・年金担当

5～6
ページ

手続き

- ① 市役所窓口申請をします。
- ② 指定医療機関へ入院することにより給付を受けます。

自己負担

世帯の所得税額に応じて自己負担額が決まります。
保険対象外の費用（室料、おむつ代など）は全額自己負担です。



手術等によって身体上の障害及び疾患の改善が見込まれる児童（18歳未満）の手術や補装具等を指定医療機関で受けた時に必要な医療費の全部または一部が公費負担されます。（所得制限あり）

対象

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓、その他先天性の内蔵障害）

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

担当窓口

福知山市＝子ども政策室

舞鶴市＝子ども支援課、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

手続き

- ① 市役所窓口申請をします。
- ② 指定医療機関での受診により医療費の給付を受けます。
- ③ 育成医療受給中に、医師が必要と認めた治療用装具を装着する場合は、申請書類を提出することで費用の一部を市に請求（償還払い）できます。

自己負担

原則として、医療費の1割を負担します。

ただし、負担額には所得に応じた上限額（月額）があります。

身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療を指定医療機関で受け、確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行います。

対象となる障害

視覚障害：白内障、網膜剥離、瞳孔閉鎖、角膜混濁

聴覚障害：鼓膜穿孔、外耳性難聴

言語障害：外傷性又は手術後に生じる発音構語障害、唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者

肢体不自由：関節拘縮、関節硬直

内部障害：〔心臓〕先天性疾患、後天性心疾患、〔腎臓〕腎臓機能障害、〔肝臓〕肝臓機能障害、〔小腸〕小腸機能障害、〔免疫〕HIVによる免疫機能障害

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝障害福祉・国民年金課、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

手続き

- ① 市役所窓口申請をします。
- ② 指定医療機関での受診により医療費の給付を受けます。

自己負担

原則として、医療費の1割を負担します。

ただし、負担額には所得に応じた上限額（月額）があります。

小児慢性特定疾病医療費助成制度 18歳未満

小児がん、先天性心疾患、低身長など慢性的な疾患を持つお子さんとその御家族の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。医療費の助成対象となるのは、都道府県から指定された指定医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む。）で受けた治療に限られます。

対象者

国が定める程度の小児慢性特定疾病（令和元年度7月1日現在762疾病）にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満の児童が対象です。

支給認定を受け、18歳到達後も引き続き治療を受ける場合は、20歳未満の方も対象となります。

【対象疾患】

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

担当窓口

京都府中丹西・中丹東保健所 保健課

6ページ

手続き

- ① 保健所に申請をします。
- ② 審査の上、受給者証が交付されます。

自己負担

・外来、入院の区別はせず、ひと月の自己負担額を合算した上で自己負担上限額が適用されます。

【自己負担上限額（月額）の設定】

患者さんが加入している医療保険の世帯員の市町村民税（所得割）の課税状況に合わせて設定されます。

その他

*申請手続きなど、詳しくは「京都府ホームページ」に掲載されています。

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/syouman/syoumaniryohi.html>

重度心身障害児(者)医療費の助成

心身に重度の障害がある方が安心して暮らせるよう、医療費の一部または全部を助成する制度です（所得制限あり）。

この制度は、府の補助を受けて市役所が実施しています。

助成の内容

重度の心身障害児(者)が、病気などで医療機関にかかった場合に受診者が支払う自己負担分（一般的には自己負担3割）の一部または全部を、市が助成（負担）するものです。

- (1) 身体障害者手帳が1～2級の人
- (2) おおむねIQが35以下の知的障害児(者)
- (3) 身体障害者手帳（3級）とIQ50以下の重複障害児(者)

※福知山市の対象者は、下記のとおりです。

- (1) 身体障害者手帳1～4級の人
- (2) 療育手帳AまたはBの人
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1～3級の人

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝保険医療課、西支所保健福祉係

綾部市＝市民・国保課 福祉医療・年金担当

5～6
ページ

手続き

- ① 市役所窓口で申請し、受給者証の交付を受けます。
- ② 障害児(者)が医療機関を受診する際に健康保険証と受給者証を提示します。
- ③ 他府県の医療機関で受診した場合は、一旦自己負担分を支払い、後日、市役所窓口で医療費の払い戻しの手続きをしてください。

特定医療費(指定難病)助成制度

厚生労働大臣が定める指定難病について、一定の認定基準を満たしている方に対して、その治療に係る医療費の一部を助成する制度です。医療費の助成対象となるのは、都道府県から指定された指定医療機関（医療機関・薬局・訪問看護ステーション）で行った治療に限られます。

対象者

厚生労働大臣が定める指定難病 333 疾患（令和元年 7 月末現在）にかかっている方。指定難病にかかっている方でも病状の程度によっては医療費助成の対象とならない場合がありますので、申請にあたっては、かかりつけ医にご相談下さい。

担当窓口

京都府中丹西・中丹東保健所 保健課

6 ページ

手続き

- ① 保健所に申請をします。
- ② 審査の上、受給者証が交付されます。

自己負担

- ・医療費の自己負担割合が 3 割の方は 2 割に引き下げられます。
- ・外来、入院の区別はせず、ひと月の自己負担額を合算した上で自己負担上限額が適用されます。

【自己負担上限額（月額）の設定】

患者さんが加入している医療保険の世帯員の市町村民税（所得割）の課税状況に合わせて設定されます。

その他

*申請手続きなど、詳しくは「京都府ホームページ」に掲載されています。

(<http://www.pref.kyoto.jp/nanbyou/index.html>)

(2) 手帳・手当などについて

障害者手帳の制度

障害者の方を対象とした手帳は「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

手帳を持つことで、福祉サービスや税の控除などが受けられます。

- ① 身体障害者手帳＝身体障害の程度によって1級から6級までの区分があります。
- ② 療育手帳＝知的障害の程度によってA（重度）B（中度・軽度）の区分があります。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳＝精神障害の程度によって1級から3級までの区分があります。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課（18歳未満）、障害福祉・国民年金課（18歳以上）、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

手続き

- ① 市役所窓口申請（診断書・写真等が必要）します。
- ② 京都府が認定後、市役所を通じて交付されます。

費用等

手帳申請に係る費用はありませんが、主治医の診断料が必要になります。（療育手帳は診断書不要）

市によっては、診断料の一部を助成する制度がありますので、詳細はお住まいの市役所窓口にお問い合わせください。

重度又は、中度の障害がある20歳未満の児童を養育する方に支給される手当です。

対象児童・支給要件

- ① 対象は、中程度以上の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状を有する0歳から満20歳未満の児童
- ② 手当は、支給の対象となる障害児を養育する父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している者に支給されます。

担当窓口

福知山市＝子ども政策室

舞鶴市＝子ども支援課、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

手続き

- ① 市役所窓口申請をします。
- ② 京都府が手当支給の可否を決定します。

手当の支給

手当は、毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月までの分が支給されます。

支給額（月額）は、年度によって変わります。

対象児童1人につき 1級53,700円 2級35,760円

（令和5年度）

手当が受給できないとき

- ① 手当を受ける人（請求者）、対象となる児童が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が社会福祉施設入所などの障害福祉サービスを利用しているとき（母子生活支援施設や保育所、短期入所を除く）
- ③ 児童が障害を事由とする公的年金を受けられることができるとき
- ④ 請求者及び配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額を超えているとき

満20歳未満の方で、重度の障害（法令で定める）のため、日常生活において在宅で常時の介護を必要とする方に支給される手当です。

対象児童

「両目の視力の和が0.02以下のもの」や「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」などの重度障害で、その詳細は法令で定められています。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

手続き

- ① 市役所窓口で診断書等を添えて、認定請求をします。
- ② 市役所が手当支給の可否を決定します。

支給

障害児福祉手当は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月までの分が支給されます。

支給額（月額）は、年度によって変わります。

対象児童一人につき15,220円（令和5年度）

手当の受給ができないとき

- ① 「児童福祉法で定める障害児入所施設」などに入所している方
- ② 本人、配偶者または、扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

特別障害者手当

20 歳以上

身体又は精神（知的障害を含む）の重度の障害が 2 つ以上重複する等により、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障害者に支給されます。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝障害福祉・国民年金課、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

手続き

- ① 市役所窓口で診断書等を添えて、認定請求をします。
- ② 市役所が手当支給の可否を決定します。

支給

特別障害者手当は、原則として毎年 2 月、5 月、8 月、11 月に、それぞれの前月までの分が支給されます。

支給額（月額）は、年度によって変わります。

対象者一人につき 27,980 円（令和 5 年度）

手当の受給ができないとき

- ① 障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されている方
- ② 病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して 3 ヶ月を超えて入院されている方
- ③ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

障害基礎年金

20歳以上

国民年金に加入している間に初診日、20歳前に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）がある場合の病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

年金額（定額）（令和5年4月現在）

993,750円（1級） 795,000円（2級）

※年金額は、毎年改正されています。

担当窓口

舞鶴年金事務所

電話 0773-78-1165

福知山市＝保険年金課 国民年金係

電話 0773-24-7057

舞鶴市＝障害福祉・国民年金課 国民年金係

電話 0773-66-1033

西支所市民・年金係

電話 0773-77-2257

綾部市＝市民・国保課 福祉医療・年金担当

電話 0773-42-4253

手続き

- ① 年金事務所、市役所窓口申請（医師の診断書等を添え）提出します。
- ② 日本年金機構が支給の可否を決定します。

※18歳到達年度の末日までにある子（障害者は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。

※障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、又は初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと（保険料納付要件）が必要です。

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

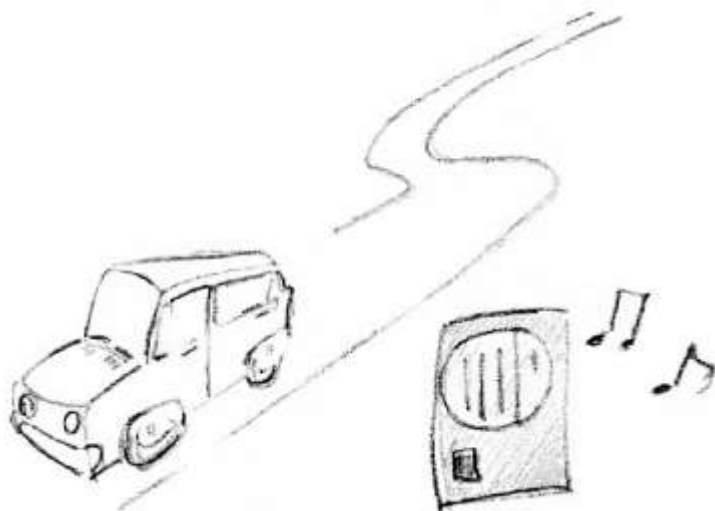
担当窓口

舞鶴年金事務所 電話 0773-78-1165

手続き

- ① 年金事務所に申請（医師の診断書等を添え）します。
- ② 日本年金機構が支給の可否を決定します。

※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。



(3) 手帳を交付された方の各種料金の割引制度

身体障害者手帳、療育手帳等を所持している方について、下記のような料金の割引制度があります。

交通運賃、通信等

■運賃割引制度

- | | |
|--------|----------|
| ① JR運賃 | ②航空運賃 |
| ③地下鉄運賃 | ④私鉄運賃 |
| ⑤バス運賃 | ⑥タクシー料金等 |

割引制度の仕組み

運賃支払時（切符購入時）に、手帳を呈示して割引を受けます。運賃割引の場合は、障害児(者)が単独で利用する場合、介護者が同行する場合、乗車券の種類（普通乗車券と定期券）、利用する交通機関によって割引率が異なる場合があります。

詳しくは、それぞれの窓口にお問い合わせください。

※綾部市内を運行するあやバス、福知山市内を運行する市バス、自主運行バスは、精神障害者保健福祉手帳所持者への割引があります。

■有料道路通行料金

障害者本人や第1種の身体障害者手帳または療育手帳Aを所持者の介護者が運転する自家用車の場合、身体障害者手帳又は療育手帳に割引適用の記載証明を受け、料金所で手帳を呈示することで割引が適用されます。

E T Cの場合も事前に申請することで割引が適用されます。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課（18歳未満）、障害福祉・国民年金課（18歳以上）、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

■NHK放送受信料

障害の程度や世帯の状況や収入等によって、全額又は半額が免除されます。

担当窓口

NHK

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課（18歳未満）、障害福祉・国民年金課（18歳以上）、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

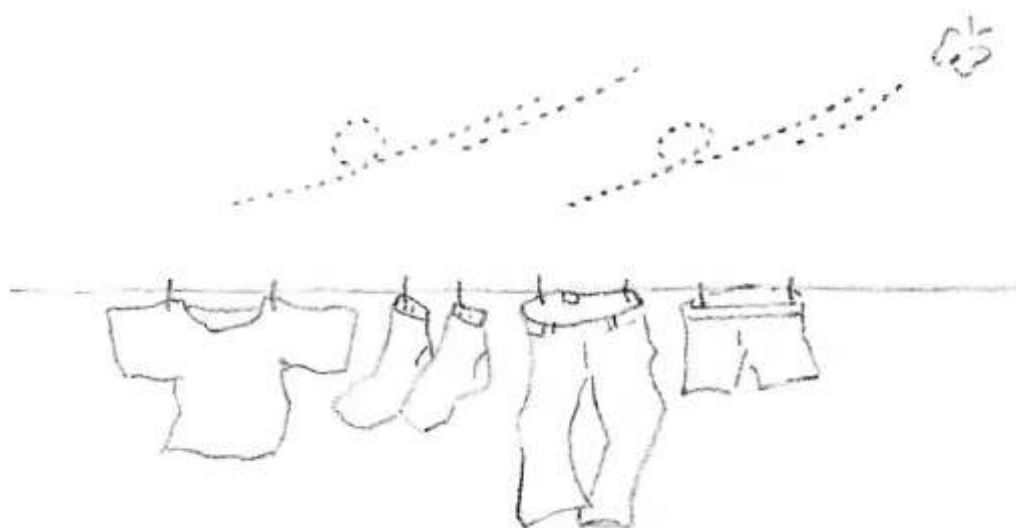
5～6
ページ

■携帯電話料金

手帳を所持する方が利用する場合、料金の一部が割り引かれます。一部の会社のみ対応。

担当窓口

携帯電話会社



税関係

■所得税

障害者控除

一人につき所得控除 27 万円

本人又は控除対象配偶者、扶養親族が、身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2～3 級の人

特別障害者控除

一人につき所得控除 40 万円

本人又は控除対象配偶者、扶養親族が、身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人

同居特別障害者控除

一人につき所得控除 75 万円

特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、納税者や配偶者・生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている方

申告

年末調整や確定申告等により、会社、税務署に申告をします。

窓口

所得税	福知山税務署	電話	0773-22-3121
	舞鶴税務署	電話	0773-75-0801

■住民税

障害者控除

一人につき所得控除 26 万円（要件は、所得税と同じ）

特別障害者控除

一人につき所得控除 30 万円（要件は、所得税と同じ）

同居特別障害者控除

一人につき所得控除 53 万円（要件は、所得税と同じ）

前年の合計所得金額が 135 万円以下の障害者

非課税

申告

給与支払い報告書や市府民税申告により、市役所税務課に提出、申告をします。

■自動車税、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

専ら障害者のために使用される自家用自動車（軽自動車を含め、障害者 1 人につき 1 台）の税が減免されます。

障害の区分と等級や状態、自動車の所有者と運転者の関係などにより、減免の可否、手続き方法が異なりますので、下記までお問い合わせください。

環境性能割の減免申請の期限は自動車の登録日までです。

窓口

自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免

自動車税管理事務所 電話 075-672-6155

自動車税（種別割）の減免

中丹広域振興局税務室 電話 0773-62-2502

中丹広域振興局中丹西府税出張所 電話 0773-22-3904

軽自動車税（種別割）の減免

福知山市二税務課 電話 0773-24-7024

舞鶴市二税務課 電話 0773-66-1026

西支所税務納税係 電話 0773-77-2256

綾部市二税務課市民税担当 電話 0773-42-4235

その他手帳で利用できる制度

■ 駐車禁止除外指定車標章の交付

障害区分や身体障害者手帳の等級の要件を満たしている場合、審査の上、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章が交付され、道路標識等で駐車が禁止されている場所（法定駐車禁止場所は除く）に駐車することができます。

担当窓口

福知山・舞鶴・綾部警察署交通課
警察本部交通規制課許認可係

電話 (代)075-451-9111 内線 5196

■ 京都おもいやり駐車場利用証制度

公共施設や商業施設などに設置されている車椅子マーク駐車場が適正に利用されるよう、京都府が府内共通の利用証を交付する制度です。

担当窓口

京都府中丹西・東保健所 福祉課

6 ページ

■ 京都府心身障害者扶養共済制度

保護者が掛け金を支払い、保護者が死亡又は重度障害者となった場合、障害者に年金が支給される制度です。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課
舞鶴市＝障害福祉・国民年金課、西支所保健福祉係
綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

■青い鳥はがきの無料配布

重度の身体障害者及び重度の知的障害者で、受付期間内に申込みされた方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れた「青い鳥郵便葉書」を1人20枚まで、無料で配布しています。

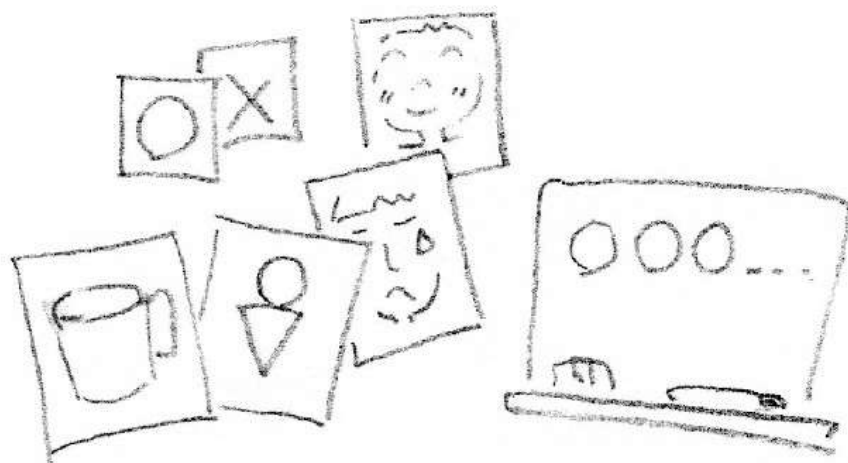
申込み期間

受付期間 4月 1日 ~ 5月31日

配布期間 4月20日 以降

担当窓口

最寄りの郵便局



(4) 医療や福祉のサービス

訪問看護

ご家族が安心して過ごせるように、看護師が家庭を訪問し、ご本人とご家族を支えるサービスです。主治医と連携しながら、病状の観察や医療機器の管理、看護技術等に関する相談や支援を行います。

具体的な支援内容

- ① 病状の観察
- ② 各種カテーテル・人工呼吸器などの医療機器の管理や操作援助・指導
- ③ 入浴・清拭などの保清
- ④ 食事援助や栄養についての相談
- ⑤ 排泄の援助
- ⑥ リハビリ指導や育児相談
- ⑦ ご家族の健康相談
- ⑧ その他主治医の指示によるもの

*訪問看護ステーションによっては、24時間の電話相談や緊急訪問などの対応をすることもあります。

訪問時間・回数

- 1回の訪問時間：30～90分（基本は60分単位）
- 訪問回数：週3回まで

*ただし、ご本人の病状によっては、90分以上訪問できる場合や、週3回以上訪問できる場合があります。

担当窓口

各訪問看護ステーション
病院の主治医、医療相談室

65 ページ

手続きなど

- ① 主治医に相談の上、各訪問看護ステーションにお問い合わせください。
- ② 利用にあたっては、主治医の指示書が必要です。
- ③ 訪問看護ステーションによっては、対象年齢に制限がある場合があります。

自己負担

医療保険の自己負担分（要した費用の3割）

3歳未満は、「子育て支援医療受給者証（17ページ）」により、1ヶ月200円（1医療機関当たり）となります。

※3歳以上は、市によって異なります。

ただし、

- 重度障害者福祉医療証
- 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 特定医療費受給者証

をお持ちの方は無料になります。

なお、交通費は、各訪問看護ステーションの規定により実費相当分がかかります。

居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅において、入浴、排泄又は食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う事業です。

また、通院、公的手続き又は障害福祉サービスの利用にかかる相談のために官公署に訪れる際の介助も行います。

※通院等介助（身体介護伴う）については、一定の利用条件があります。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課（18歳未満）、障害福祉・国民年金課（18歳以上）、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 相談支援担当

5～6
ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口で障害福祉サービスの支給を申請します。
- ② 支給決定を受けた保護者・本人は、利用したいサービス事業者に申込みを行い、サービスの提供を受けます。

※相談支援事業所が作成したサービス利用計画書が必要になります。

自己負担

世帯の収入に応じて負担額に上限が設けられています。

ただし、負担額よりも利用したサービスにかかる費用の1割の方が少ない場合は、1割負担になります。

各種の負担軽減措置により実質的には1割を下回る負担となっています。市町村民税非課税世帯は、自己負担はありません。

訪問入浴サービス

自宅の浴槽で入浴が困難かつ、外出困難な身体障害者のお宅に、浴槽を備えた入浴車で訪問し、入浴の介助をします。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課（18歳未満）、障害福祉・国民年金課（18歳以上）、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 相談支援担当

5～6
ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口にて、申請をします。
- ② 利用決定を受けた利用者（保護者）は、利用したい施設と利用契約または、申込みをして、サービスの提供を受けます。

自己負担

市によって異なります。詳しくは担当窓口におたずねください。

対象者

市によって異なります。

福知山市は、身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持している方であれば、18 歳未満の方も利用できます。

短期入所（ショートステイ）

居宅において、その介護を行う者が冠婚葬祭や病気等の理由で介護できなくなった場合や、介護者の休息のため、短期間の入所をして、入浴、排泄及び食事その他の必要なサービスを受けます。

「医療機関により提供される宿泊を伴わない短期入所」以外は、全て宿泊を伴うものに限り、日中は他の通所サービスを利用することも可能です。

福祉型と医療型があります。

5~6

ページ

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課（18歳未満）、障害福祉・国民年金課（18歳以上）、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 相談支援担当

手続きなど

- ① 市役所窓口で障害福祉サービスの支給の申請をします。
- ② 支給決定を受けた保護者・本人は、利用したいサービス事業者に申込みを行い、サービスの提供を受けます。

※相談支援事業所がサービス利用計画を作成しており、サービス利用の手続きのお手伝いをさせていただくこともできます。

自己負担

世帯の収入に応じて負担額に上限が設けられています。

ただし、負担額よりも利用したサービスにかかる費用の1割の方が少ない場合は、1割負担になります。

各種の負担軽減措置により実質的には1割を下回る負担となっています。市町村民税非課税世帯は自己負担はありません。

別に、食事代、光熱費等は実費負担が必要です。

日中一時支援

日中において、家庭で介護する者がいないこと等により、一時的に見守り等の支援が必要な障害児者を一時的に障害者支援施設などで預かり、活動の場の提供や見守りができるサービスです。

- ① 通所事業所などから帰宅しても家族が仕事などで不在で、一人で過ごせない場合。
- ② 他の通所サービスによる日中活動が困難である場合。
- ③ 障害者を日常的に介助している家族の一時的休息。などの目的が考えられます。

5~6
ページ

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課（18歳未満）、障害福祉・国民年金課（18歳以上）、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 相談支援担当

手続きなど

- ① 市役所窓口申請をします。
- ② 利用決定を受けた利用者（保護者）は、利用したい施設と利用契約または、申込みをして、サービスの提供を受けます。

自己負担

市によって異なります。詳しくは担当窓口におたずねください。

重症難病患者一時入院事業

在宅で療養されている重症の難病患者の方が、介護者（患者さんを介護しているご家族）の方の理由等により必要な医療・看護・介護を受けられなくなった場合、京都府の指定する病院に一時的に入院する制度です。

対象

下記の①～③のすべてを満たしている方

- ① 京都府に住所を有する方
- ② 国が定める難治性疾患克服研究事業（特定疾患治療研究事業を含む臨床調査研究・研究奨励分野に限る）のうち在宅療養中の方
- ③ 医療依存度が高い重症患者の方

担当窓口

京都府中丹西・東保健所 保健課

6 ページ

手続き

- ① 保健所に相談します（希望される場合は、できるだけ早くご相談ください）。
- ② 保健所が病院との入院調整を行います（調整の結果、入院受け入れができないこともあります）。
- ③ 入院可能になってから、保健所に申請をします。
- ④ 京都府から「入院決定通知書」が送付されます。

入院先

京都府が指定している病院

入院期間

1 回 15 日以内、1 年度につき合計 60 日以内

入院費用

通常の入院と同様に医療保険の自己負担分の支払い

主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養の管理、看護、医学的管理のもとにおける、介護及び日常生活上の世話をを行います。

また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供されます。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝障害福祉・国民年金課、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 相談支援担当

5～6
ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口で障害福祉サービスの支給を申請します。
- ② 支給決定を受けた保護者・本人は、利用したいサービス事業者に申込みを行い、サービスの提供を受けます。

※相談支援事業所が作成したサービス利用計画書が必要になります。

自己負担

世帯の収入に応じて負担額に上限が設けられています。

ただし、負担額よりも利用したサービスにかかる費用の1割の方が少ない場合は、1割負担になります。

各種の負担軽減措置により実質的には1割を下回る負担となっています。市町村民税非課税世帯は自己負担はありません。

別に、食事代、光熱費等は実費負担が必要です。

主として日中において、実施施設へ通所をして、障害者の自立の促進、生活の質の向上を図ることができるよう、創作的活動、入浴や食事、生活等に関する相談・助言などのサービスを受けます。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝障害福祉・国民年金課、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 相談支援担当

5～6
ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口で障害福祉サービスの支給を申請します。
- ② 支給決定を受けた保護者・本人は、利用したいサービス事業者に申込みを行い、サービスの提供を受けます。
※相談支援事業所が作成したサービス利用計画書が必要になります。

自己負担

世帯の収入に応じて負担額に上限が設けられています。

ただし、負担額よりも利用したサービスにかかる費用の1割の方が少ない場合は、1割負担になります。

各種の負担軽減措置により実質的には1割を下回る負担となっています。市町村民税非課税世帯は自己負担はありません。

別に、食事代（材料費）は実費負担が必要です。

訪問生活介護 綾部市

重度の心身の障害のために、通所サービスの利用が困難な方に対して、生活介護事業所から訪問援助員が自宅や入院をしている医療機関に訪問をして、日中の生活上の様々な活動への取り組みをする事業です。

対象

綾部市に住所を有する者

担当窓口

綾部市障害者支援課 相談支援担当

6 ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口で利用の申請をします（医師の意見書が必要となる場合もあります）。
- ② 利用決定後、綾部市が委託する障害福祉サービス事業所を利用し、サービスを受けます。

自己負担金

原則として訪問のために必要な費用の 1 割を負担ですが、世帯の収入に応じて負担額に上限が設けられています。

市町村民税非課税世帯は自己負担はありません。

ただし、訪問時の活動に必要なとなった原材料等の費用はご負担いただくこととなります。

居宅医療的ケア支援事業 綾部市

医療的ケアを必要とする65歳未満の在宅で生活する障害児者の家族への一時的な支援として、居宅に看護師を派遣します。

担当窓口

綾部市障害者支援課 相談支援担当

6 ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口申請書を提出します。
- ② 市から家族と委託する医療法人等に決定通知を送ります。

利用時間等

月2回までで、1ヶ月合計16時間以内

利用できる事業所

綾部市が委託契約を行う医療法人等

自己負担

事業に要した費用の1割負担

所得税非課税世帯と生活保護世帯は自己負担はありません。

医療的ケア児居宅等支援事業 舞鶴市

家族の一時的な休息や外出時において看護師を派遣し、医療的ケア児の見守り等を行う。

対象

人工呼吸器が常時必要な医療的ケア児（申請時点で18歳未満）

担当窓口

舞鶴市子ども支援課

5ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口に申請書を提出します。
- ② 市から家族に決定通知書を送ります。
- ③ 利用を希望する時は、市の委託する訪問看護ステーション等に連絡します。

利用時間等

30分単位、年28時間以内

自己負担

30分400円

ただし、次のいずれかに該当する場合は自己負担はありません。

- ・生活保護世帯
- ・市民税非課税世帯
- ・児童が福祉医療受給

重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業 綾部市

意思の伝達が困難な重度障害児者の入院中に、コミュニケーション支援員を派遣し、医療従事者との意思疎通の円滑化を図ります。

担当窓口

綾部市障害者支援課 相談支援担当

6 ページ

手続きなど

- ① 入院が決定した時または、入院が予定されたときに、市役所窓口申請をします。
- ② 利用決定後、利用者は事業所に希望する日時を申し込みます。

自己負担

原則として事業に要した費用の1割を負担ですが、世帯の収入に応じて負担額に上限が設けられています。

所得税非課税世帯と生活保護世帯は自己負担はありません。

移動支援事業

■福知山市

障害により外出に支援が必要な人の外出支援を行い、地域での自立生活および社会参加を支援します。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者で、外出に支援が必要な方

担当窓口

福知山市障害者福祉課

手続き

市役所窓口を利用申請をします。

自己負担金

利用料は原則 1 割負担となりますが、課税状況により減免があります。チケット代、交通費等が必要な場合はガイドするヘルパー分も負担してください。

■舞鶴市

在宅の障害者の、社会生活上不可欠な外出及び社会参加のための外出をホームヘルパー等を派遣して支援します。（宿泊を伴う外出、長期的かつ日常的な通学、通所や自家用車での外出はできません）

対象者

上肢を除く肢体不自由 1・2 級の身体障害者手帳の所持者、療育手帳の所持者、精神障害者保健福祉手帳の所持者

※障害児の通学支援

教育機関等（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等）への通学又は通所に際し、ホームヘルパー等を派遣して支援します。

対象者

重症心身障害児で、ひとり親家庭又は父母の両方もしくはいずれかが重症心身障害者であるため、通学等に係る介助を行うことができない家庭。

担当窓口

舞鶴市障害福祉・国民年金課、通学支援は子ども支援課

手続きなど

新規の場合は、利用許可申請は障害福祉・国民年金課へ、通学支援は子ども支援課へ、毎回の利用の予約は移動支援の事業所へ

自己負担

利用料は 30 分につき 50 円（月 30 時間以内は無料）

■綾部市

利用は一人につき一名のガイドヘルパーの個別支援、グループで出かける場合に複数の利用者に少人数のガイドヘルパーの派遣を受けるグループ支援、個別支援とグループ支援の混合型があります。

対象者

概ね 6 歳以上

担当窓口

綾部市障害者支援課 相談支援担当

利用方法

- ① 市役所窓口申請をします。
- ② 利用決定を受けて、利用したい事業所に希望する日時を伝えて申込みをします。

自己負担金

利用者負担はありませんが、チケット代等が必要な施設に行く場合は、ガイドをするヘルパー分も負担してください。

タクシー利用券交付事業 舞鶴市

医療的ケア児者が通院や外出などでタクシーを利用する際に利用できるタクシー利用券を交付する。

対象

人工呼吸器が常時必要な医療的ケア児者

担当窓口

舞鶴市子ども支援課（18歳未満）
舞鶴市障害福祉・国民年金課（18歳以上）
舞鶴市役所西支所保健福祉係

5 ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口に申請書を提出します。
- ② 市から家族にタクシー利用券を交付します。

交付枚数等

1ヶ月あたり2,000円（500円券×4枚）を交付。
利用期限は申請した年度の末日（3月31日）までです。

少人数の集団の中で子どもたち一人一人の特性に配慮し、そのらしさを引き出して行く中で、意欲や自信を育てるために療育を行います。

対象児

1歳から小学校就学前の子ども

療育内容

療育を通して、具体的ななかかわり方を一緒に考えながら子どもの良さを伸ばし、楽しみながら子育てができるように支援します。

保護者活動

学習会や懇親会、交流会等

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課、西支所保健福祉係

綾部市＝こども支援課 家庭児童・療育担当

（綾部市療育教室「あいむ」利用の場合）

障害者支援課 障害者福祉担当

（上記以外の事業所利用の場合）

5～6
ページ

利用者負担額

利用料の1割（世帯の収入状況により上限額の設定があります）

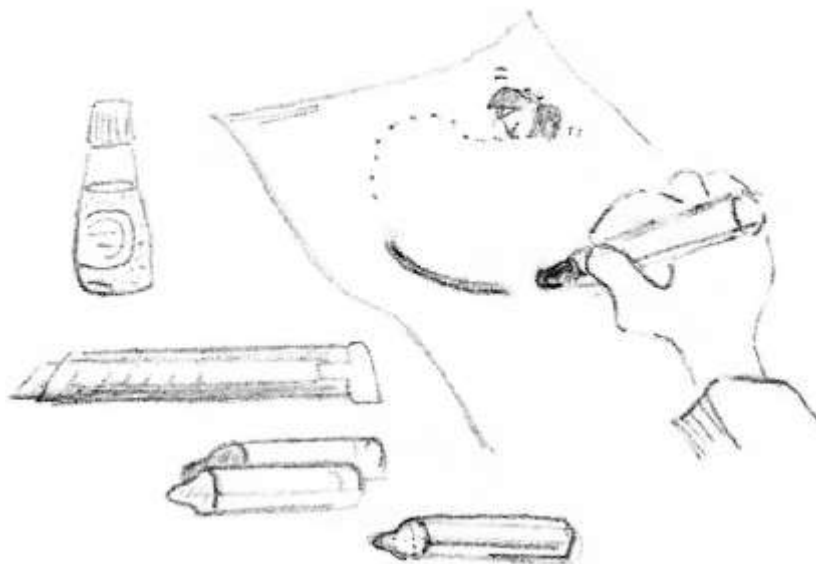
障害がある学校通学中の子どもを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって放課後等の居場所づくりを行います。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当



(5) 日常生活用具や補装具が必要なとき

日常生活用具給付事業

日常生活の便宜を図るための用具を給付又は貸与する制度です。障害の種別によって、対象になる用具の種類は異なります。

日常生活用具の種類

特殊寝台、特殊マット、入浴補助具、浴槽、特殊便器、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、歩行用支援具、ネブライザー、電動式たん吸引器、盲人用体温計、点字器、人工喉頭、スチーム装具、紙おむつ、人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー、住宅改修費の助成など。

※市によって用具の種類が異なる場合もあります。
用具により耐用年数や上限金額が異なります。

住宅改修費の助成について

身体の状態に適するように住宅を改修する場合に、その費用の一部を補助されます。工事を行う前に相談の上、申請してください。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課（18歳未満）、障害福祉・国民年金課（18歳以上）、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口に見積書等の必要書類を添えて申請をします。
- ② 市役所は、申請に基づき給付決定を行います。
- ③ あらかじめ指定した業者から、給付を受けます。

自己負担

費用の1割負担（所得税課税世帯のみ）、又は各上限額の1割負担

在宅難病患者等療養生活機器貸出事業

意思伝達装置等の機器について、在宅で療養する患者さんやご家族等が、購入前の試用や練習を目的としてお使いいただける機器の貸出を行っています。

対象

下記の①及び②を満たす方

- ① 京都府に住所を有し、京都府に居住する方
- ② 厚生労働科学研究難治性研究事業の対象疾患（特定疾患治療研究事業を含む臨床調査研究分野、研究奨励分野に限る）で療養されている方及びその家族等で機器を必要とする方。

貸出機器

- ① 意思伝達装置等＝ボイスキャリーペチャラ、レッツチャット、伝の心、オペレートナビ
- ② 痰吸引練習セット

貸出期間

意思伝達装置等は 2 ヶ月
痰吸引練習セットは 1 週間

担当窓口

京都府中丹西・東保健所 保健課

6 ページ

手続き

- ① 保健所に申請します。
- ② 保健所から機器の搬入日について連絡があります。
- ③ 京都府が委託している業者が機器の搬入と使用説明を行います。

自己負担

無料、ただし一部消耗品についてはご負担いただきます。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に、用具を給付する制度です。

対象者の病状によって、対象になる用具の種類が異なります。

日常生活用具の種類

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子（電動以外）、頭部保護帽、電動式痰吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）、人工鼻

担当窓口

福知山市＝子ども政策室

舞鶴市＝子ども支援課、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口申請をします。
- ② 市役所は、申請に基づき給付の決定を行います。
- ③ あらかじめ指定した業者から、給付を受けます。

自己負担

世帯の所得に応じた負担額と、基準額を超える部分については自己負担となります。

小児慢性特定疾病児童医療用具給付事業

日常生活上において医療用具を必要とする場合、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に、医療用具購入費用の一部を助成する制度です。

医療用具の種類

アンビューバック、ピークフローメーター、血糖値測定器など、主治医が必要と認めたもの

対象にならないもの

- ① 単回使用（1回しか使ってはいけないもの。例えば「注射針」）の医療用具及び消耗品等付属品
- ② 医療保険適用の医療用具
- ③ 他の制度で支給されている医療用具（日常生活用具給付事業など）

担当窓口

京都府中丹西・東保健所 保健課

6 ページ

手続きなど

- ① 小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期限内に購入された領収書の日付から1年以内の期間について申請できます。
- ② 医療機関意見書が必要です。
- ③ 利用者・保護者が保健所に申請し、京都府が購入費用の一部を助成します。

自己負担

本人（保護者）の所得税額に応じて自己負担額が決まります。ただし、1種目につき、助成金の上限は15万円です。

注意事項

医療用具を購入した日から3年を経過しなければ、同一種目の医療用具は助成対象になりません。

補装具費の支給

車椅子や視覚障害者安全つえ、補聴器など、補装具の購入や修理に係る費用を支給する制度です。

補装具の種類

義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助杖、重度障害者用意思伝達装置、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）

* 障害児用のベビーカーは、座位保持装置として作製できることがあります。

ただし、育成医療を使った補装具については、19ページをご覧ください。

担当窓口

福知山市＝障害者福祉課

舞鶴市＝子ども支援課（18歳未満）、障害福祉・国民年金課（18歳以上）、西支所保健福祉係

綾部市＝障害者支援課 障害者福祉担当

5～6
ページ

手続きなど

- ① 市役所窓口で、申請をします。この時に適切な業者を選定します。
- ② 市役所は家庭支援総合センター等の意見を基に補装具費用の支給決定を行います。
- ③ 選定した業者で、補装具を購入又は修理します。

自己負担

原則として、1割負担ですが、各市により独自に自己負担額を助成しています。

(6) きょうだいがいる場合のサービス

保育所等・放課後児童クラブ（放課後学級）

保育所等は、両親がともに働いていたり、その他の事情により日中子どもの養育ができない場合に、乳幼児期の子どもを保育するところです。

例えば、保護者が、ケアの必要な子どもを介護しなくてはならない場合に、一定の条件を満たせばきょうだいを保育所に入所させることができます。世帯の所得に応じた保育料が必要です。

なお、就学後の子どもの場合は、学校の放課後の時間に指導員が保育する制度があります（放課後児童クラブ（放課後学級））。

保育所入所の担当窓口

福知山市＝子ども政策室

舞鶴市＝幼稚園・保育所課、西支所保健福祉係

綾部市＝こども支援課 子育て担当

放課後児童クラブ（放課後学級）の担当窓口

福知山市＝生涯学習課

舞鶴市＝子ども支援課、西支所保健福祉係

綾部市＝社会教育課 学び推進・青少年担当

一時預かり

保護者の病気や仕事、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由で、就学までの子どもを半日単位（日中）で保育所等に預けることができます。

利用料が必要です。

担当窓口

福知山市＝子ども政策室

舞鶴市＝幼稚園・保育所課

綾部市＝こども支援課 子育て担当

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）を、育児の援助をした人（協力会員：有償ボランティア）がサポートします。

時間に応じた利用料の負担が必要です。事前登録が必要になります。

例えば、こういうときに利用できます。

- ・ 保育所・幼稚園の送迎や保育終了後の預かり
- ・ 放課後児童クラブ（放課後学級）の迎えや終了後の預かり、放課後の預かり
- ・ その他、保護者がきょうだいの世話をできないとき

担当窓口

福知山市＝子育てファミリー・サポート・センター
（福知山市役所子ども政策室）
電話 0773-24-7055

舞鶴市＝まいづるファミリー・サポート・センター
（NPO 法人まいづるネットワークの会）
電話 0773-64-7522

綾部市＝あやべファミリー・サポート・センター
（せんだん苑南こども園 横）
電話 0773-42-5090

利用料

福知山市＝10 分につき 100 円

舞鶴市＝1 時間につき 600 円～700 円

綾部市＝1 時間につき 700 円～800 円

(7) リハビリや療育が必要になったとき

主な施設を紹介します。ここに掲載した施設以外にも、リハビリ病院や療育施設があります。

訪問看護ステーションによるリハビリができる場合もあります。利用ご希望の場合は主治医や保健師にご相談ください。

京都府立舞鶴こども療育センター

住所：〒625-0052 舞鶴市行永 2410 番地 37

電話：0773-63-4865

手足や体幹に障害がある 18 歳未満の子どもを対象としてその社会的自立に向けて支援することを目的とした医療型障害児入所施設

施設機能

外来診療＝小児科、整形外科（装具）、精神科
リハビリ＝理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理療法
医療型障害児入所施設
児童発達支援事業
放課後等児童デイサービス「ひかり」
地域への支援活動
短期入所

診療所の利用

- ☆ 保護者からセンターへお電話ください。
- ☆ センターの利用（外来診療、リハビリ、通園）には小児科外来の受診が必要です。
- ☆ 診察は全て予約制です。
- ☆ 既に受診中の主治医の紹介状を持っていきましょう。
- ☆ 医師の判断により、お子さんの状態に応じてリハビリ等の指示が出ます。
- ☆ 利用をご希望の場合は、保健師に相談されると利用しやすいでしょう。

(8) 歯科診療について

京都府歯科サービスセンター 北部診療所

一般の歯科医院での治療が困難な、障害を有する方を対象とした歯科診療施設です。

住所：〒620-0057 福知山市問屋町 63-1
(福知山公設地方卸売市場 管理棟内)
電話：0773-24-8020 受付時間 午後 1 時～4 時

診療日・時間

水曜日・木曜日の午後 1 時～4 時

〔 休診日：月・火・金・土・日・祝日、お盆（8/15～8/16）、
5/2、年末年始（12/29～1/4） 〕

診療所の利用

- ☆ 予約制となっているため、事前にお電話にて予約をとってください。
- ☆ 全身麻酔などの薬物療法を用いなければ診療できない方及びそれを希望される方は、患者さんの住所地により、京都歯科サービスセンター中央診療所（京都市）、京丹後市久美浜病院等を紹介します。

訪問 歯 科 診 療

「障害」や「医療的ケア」のために歯科医院への通院が困難な方を対象に、歯科医師がご自宅に訪問し、治療を行います。

かかりつけの歯科医院がない場合は、下記の窓口に申込みすると訪問診療を行う歯科医院を探して受診の調整を行います。

窓 口：京都府歯科医師会 口腔サポートセンター

申込方法：WEB 又は所定の申込書を FAX

<http://www.kda8020.or.jp/citizens/search-dental-clinic/msc/visit-support>



6 親の会

■ まんてん （地域：福知山市）

連絡先

京都府中丹西保健所保健課 電話 0773-22-6381

活動内容

ダウン症や脳性麻痺の疾患を持つ子どもの親の会です。

メッセージ

「まんてん」の由来、一つひとつが輝いて、まんてんの星空になりますようにと言う願いがこめられています。会を通してお互いが励まし合い、親子共々前向きに生活していける力を養ったり、心の支えとなる場として活動しています。

■ もくよう会 （地域：舞鶴市）

連絡先

長水 知恵 電話 0773-75-6924

活動内容

バーベキュー、みかん狩り、ミュージックケアなど家族で楽しめるイベント。他の月はおしゃべり会や食事会で交流を深めています。

メッセージ

現在の会員は0～30歳まで約50家族です。
染色体異常、自閉症、脳性マヒ、発達障害他色々な方がいます。

■ こでまり会

連絡先

高橋 真美 電話 090-8986-9518

活動内容

人工呼吸器を使っている子どもとその家族、他にもいろいろな疾患の方が集まって、一緒に遊んだり、おしゃべりをしています。

メッセージ

みんなで楽しむ会です。お母さん同士の交流も大事にしています。

■ あっぴるず （地域：綾部市）

連絡先

木村 弘子 電話 0773-44-5740

活動内容

日程はその都度相談して決めます。

メッセージ

どんなに障害が重くても、医療的ケアが必要でも、家族と一緒に、地域の人々と関わりながら、綾部の地で輝いて生きたい!! 豊かな人生を送りたい!! そんな願いのもと集まっています。

■ まいづる姿勢の学習会

連絡先

西 一代 電話 090-7480-3611

活動内容

1～2ヶ月に1回座談会を開催しています。情報交換、相談、伝達講習など内容は様々です。

福祉機器の展示会や体験会、講演会など、イベントの企画、運営もしています。

メッセージ

肢体不自由児・者、重度重複障害児・者、その方々に関わる支援者（保護者、学校・保育園・通所施設の先生、看護師、リハビリのセラピストさんなど）どなたでも参加できます。

7 関係機関一覧

(1) 訪問看護ステーション（訪問看護・リハビリ）

福知山	リハビリ	
	専門職	小児対応
訪問看護ステーション みわの里 電話 0773-58-3101 〒620-1442 福知山市三和町千束 375		
訪問看護ステーション いすず 電話 0773-56-1981 〒620-0324 福知山市大江町字二俣 1607	PT OT	✓
京都保健会ほっとステーション きぼう 電話 0773-20-4155 〒620-0808 福知山市字土 1 番地	PT OT	
ハートケア訪問看護ステーション 電話 0773-37-0033 〒629-1304 福知山市夜久野町額田 1394-1		
訪問看護ステーション いわと 電話 0773-33-3155 〒620-0984 福知山市猪野々31-1		
訪問看護ステーション すまいる 電話 0773-33-0303 〒620-0913 福知山市字牧 490 番地	PT OT	
訪問看護ステーション おおえ 電話 0773-56-0101 〒620-0301 福知山市大江町河守 186 番地		
訪問看護ステーション こもれび 電話 0773-27-6508 〒620-0846 福知山市長田 785 番地		
訪問看護ステーションほっぴ 電話 0773-21-4389 〒620-0063 福知山市荒河新町 82 番地	PT OT	✓
舞鶴	リハビリ	
	専門職	小児対応
舞鶴医師会訪問看護ステーション はまなす 電話 0773-75-8826 〒624-0906 舞鶴市字倉谷 1350 番地 11		
舞鶴赤十字訪問看護ステーション 電話 0773-78-2384 〒624-0906 舞鶴市字倉谷 427 番地	PT OT ST	✓

京都保健会ふれあいステーション ゆきわり 電話 0773-78-2717 〒624-0912 舞鶴市字上安小字水力 199-29		
荒木クリニック訪問看護ステーション 電話 0773-78-9007 〒624-0823 舞鶴市京田 45-2		
ピア・サポート 訪問看護ステーション 電話 0773-64-4335 〒625-0034 舞鶴市竜宮町 3 番地の 18		
訪問看護ステーション さくらプラザ 電話 0773-77-5006 〒625-0036 舞鶴市字浜 782	PT OT	
訪問看護ステーション きょうらく 電話 0773-65-3602 〒625-0087 舞鶴市余部下 816		
訪問看護ステーション みなと 電話 0773-75-3255 〒625-0945 舞鶴市字喜多 617-3		
綾部	リハビリ	
	専門職	小児対応
ふらむはあと訪問看護・リハビリねっと綾部 電話 0773-42-3955 〒623-0054 綾部市井倉町東 12-1	PT OT	✓
綾部市立病院訪問看護ステーション 電話 0773-43-0238 〒623-0011 綾部市青野町大塚 20 番地の 1		
京都保健会在宅ケアステーションげんき 電話 0773-43-1133 〒623-0066 綾部市駅前通 1 番地		
訪問看護ステーション陽～ひまり～ 電話 0773-43-2777 〒623-0046 綾部市大島町沓田 9 番地 4 五葉ビル 1 階 2 号室		
訪問看護ステーションまるっと 電話 0773-48-9369 〒623-0046 綾部市大島町大藪 30-1 コーポコレクト I-102 号		
ケアフル訪問看護ステーション 電話 0773-52-1790 〒623-0021 綾部市本町 8 丁目 101 番地 1		

(2) 医療機関の詳細情報の検索

医療機関の詳細情報は「京都健康医療よろずネット」から検索できます。

「京都健康医療よろずネット」の利用方法

- ① インターネットに接続しているパソコンから
<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/>
「京都健康医療よろずネット」のページを開きます。
- ② 【じっくり医療機関を調べたい】のタブをクリックし【色々な条件で医療機関を探す】のタブをクリックし【介護・在宅医療から探す】のボタンをクリック
- ③ 対応可能な在宅医療の項目にチェックして検索

(3) 教育

特別支援学校

京都府立中丹支援学校	地域（福知山・綾部）	電話 0773-32-0011 〒620-0003 福知山市大字私市小字打溝 8
京都府立舞鶴支援学校	地域（舞鶴）	電話 0773-78-3133 〒624-0812 舞鶴市字堀 4-1

地域支援センター

中丹教育支援センター	（中丹支援学校内）	電話 0773-32-0011
トータルサポートセンター	（舞鶴支援学校内）	電話 0773-78-3133

教育委員会

福知山市 学校教育課	（福知山市役所内）	電話 0773-24-7062
舞鶴市 学校教育課	（舞鶴市役所内）	電話 0773-66-1072
綾部市 学校教育課	（綾部市役所内）	電話 0773-42-4323

(4) 地域リハビリテーション支援センター

一人一人の心身の状況に応じた適切なリハビリテーションを急性期から生活期まで継続して受けられるように理学療法士（PT）や作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の専門職が関係機関の相談に応じます。

■中丹西地域リハビリテーション支援センター

市立福知山市民病院

〒620-8505 福知山市厚中町 231

電話 0773-22-6325

FAX 0773-22-6334

■中丹東地域リハビリテーション支援センター

舞鶴赤十字病院

〒624-0906 舞鶴市倉谷 427

電話&FAX 0773-75-2094

■京都府北部リハビリテーション支援センター

〒624-0906 舞鶴市倉谷 1350-23

電話 0773-75-7557

FAX 0773-75-7558

(5) 京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」

医療的ケア児とご家族が、住み慣れた地域で医療、保健、教育、福祉等の関係機関の連携による切れ目ない支援が受けられるよう、関係機関の連絡調整や情報提供などを行います。

医療的ケア児者のご家族の相談窓口です。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部障害者支援課内

専用電話 075-414-5120（平日9時～16時）

(6) 福祉サービス機関

福知山市内の障害福祉サービス事業所一覧

令和5年7月現在

事業所・施設名	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	生活介護	就労移行支援	就労定着支援	就労継続A	就労継続B	施設入所支援	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障害児相談支援	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	移動支援	訪問入浴	日中一時支援	
あまだ翠光園	58-2822					○	○					○												
あまづキッチン	33-0055										○													
岩戸ホーム	33-3155						○																	
ウェルポート三和	58-2720									○														
えがおねっとワーク	25-1555										○													
大江作業所	56-1627										○													
おさだの翠光園	27-5757					○	○					○												○
ガイドヘルプふくちやま	24-1417																					○		
株式会社栄光サービスセンター	22-1272	○	○																					
ききょうの杜	20-3111					○	○	○	○	○	○	○												○
居宅介護・行動支援「ポップコーン」	24-1660	○	○		○																			
シンフォニー	27-2778	○																				○		
グループホームきらり	23-1245												○											
グループホームひよしの杜	23-1245												○											
グループホーム「福知山」	22-2288												○											
グループホームひだまり	22-3055												○											
すまい・る	58-2822												○											
コーンクラブ	24-2560																							○
しあわせネット・勇氣	22-4659										○													
児童発達支援 きらきら	24-2560																	○						
JUMP	58-3222						○																	
就労継続支援A型B型縁ENISI	080-6182-7024									○	○													
障がい児・者地域・家庭相談支援センター「てくてく」	58-3336													○	○	○	○							
障害福祉サービス事業所ちくもう	23-4503						○				○													○

事業所・施設名	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	生活介護	就労移行支援	就労継続A	就労継続B	施設入所支援	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障害児相談支援	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	障害児入所支援	移動支援	訪問入浴	日中一時支援
生活介護事業所 しんあい	22-8694						○																
生活サポートセンターとも	23-1245												○	○	○								
第2ふくちやま作業所	33-3800									○													
たんぼぼの家	24-5252						○																
地域生活支援センターふきのとう	24-1417												○	○	○	○							
つむぎチャレンジ	24-5881									○													
ナイン福知山	45-3517								○	○													
ニチケアセンター福知山	25-3437	○	○																				
ハローハロー	33-4123																				○		
ぱんきっず	24-2220																	○					○
ぱんでい	24-2220																	○					
みわ翠光園	58-3644					○	○				○												
むとへ翠光園	27-0678					○	○				○									○			○
福知山共同作業所	22-1122						○			○									○				
ふくちやま作業所	24-5245						○																
福知山市社会福祉協議会 障害者支援事業所	23-1333	○	○	○	○																○	○	
福知山市社会福祉協議会 大江支所 障害者支援事業所	56-0224	○	○	○																			
福知山市社会福祉協議会 三和支所 障害者支援事業所	58-3713	○	○	○																			
福知山市社会福祉協議会 夜久野支所 障害者支援事業所	38-0611	○	○	○																	○		
福知山市児童発達支援センター「すきっぷ」	27-5333																○	○	○				
福知山市障害者生活支援センター「青空」	24-4439												○	○	○								
福知山子ども発達支援相談ステーションくりのみ園	23-1933															○	○	○					
福知山市聴覚言語障害センター	24-4439														○	○					○		
福知山ピージーエム うん・ぱっぱ	23-0799					○												○			○		○
放課後等デイサービスすまいる	24-2560																	○					

事業所・施設名	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	生活介護	自立訓練（生活）	就労移行支援	就労継続A	就労継続B	施設入所支援	共同生活援助	計画相談支援	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	移動支援	訪問入浴	日中一時支援
放課後等デイサービスほかほか	48-9557															○				
ホームいさ	27-2666					○							○							
ホームにしなかの	24-6222					○							○							
ホームあつなか	22-2233					○							○							
三愛荘指定訪問介護事業所	23-1690	○	○																	
サンヒルズ紫豊館	34-0557	○	○																	
ミストラル介護センター	20-2221	○	○															○	○	
みらい学園	24-8600									○										
山のトトロとゆかいな仲間たちの家	33-4123																			○
有限会社コアライフ	20-3855	○	○																	
友就館	20-3855						○				○									
YOU・ゆう	27-5757												○							
YOU・ゆう短期入所事業	20-2788					○														
就労継続支援A型施設スミレ福知山支社	59-3777									○										
町の訪問かいご屋さん あず鬼	21-6214	○	○																	
アサヒサンククリーン在宅介護センター福知山	050-3317-7322																		○	

舞鶴市内の障害福祉サービス事業所一覧

令和5年7月現在

事業所・施設名	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	短期入所	生活介護	自立訓練（機能）	就労移行支援	就労継続A	就労定着支援	就労継続B	施設入所支援	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障害児相談支援	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	移動支援	訪問入浴	日中一時支援
アサヒサントリー在宅介護センター舞鶴	65-2526																					○	
ウェルポート 虹	75-5511							○	○	○													
ケア・オフィス舞鶴	83-0221	○	○																				
グループホームこひつじの苑舞鶴	77-8805												○										
こひつじの苑舞鶴短期入所事業	62-6005				○																		
障害者支援施設こひつじの苑舞鶴	62-6005					○						○											
生活介護「ぼーれぼーれ」	63-3008					○																	
就労支援「ぼーれぼーれ」	63-3008										○												
相談支援事業所あいあい	75-9155															休	休						
放課後等デイサービスあいあい	75-9155																		○				
ひまわり	63-3008			○																			
ヘルパーステーションこひつじの苑舞鶴	62-6005	○	○																			○	
舞鶴市障害者生活支援センター	65-4100													○	○	○	○					○	
舞鶴市身体障害者福祉センター	63-3008						○																
さくらんぼ園	64-5798															○	○	○		○			
舞鶴市社会福祉協議会	62-7044	○	○																				
障害者地域生活支援センターほのぼの屋	66-7707													○	○	○							
グループホーム溝尻	62-3606												○										
グループホームまいづる	60-4209												○										
ショートステイまいづる	60-4209				○																		
ホームヘルプまいづる	66-7707	○	○																			○	
まいづる作業所	68-0600					○					○												○
ワークショップほのぼの屋	66-7710								○		○												
ワークショップBONO	65-3388										○												
まぐらゆるり	60-4578					○																	
地域生活支援センターみすなぎ	64-3766													○	○	○	○						○

事業所・施設名	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	短期入所	生活介護	自立訓練（機能）	就労移行支援	就労継続A	就労継続B	施設入所支援	共同生活援助	計画相談支援	障害児相談支援	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	障害児入所支援	移動支援	訪問入浴	日中一時支援	
グループホームいぶき	66-2015											○										
グループホームみすなぎ朝来	66-7201											○										
グループホームみすなぎ朝来（短期入所）	66-7201				○																	
ファクトリーミズキ	63-5030								○													
ホームヘルプみすなぎ	64-3766	○	○																○			
障害者支援施設みすなぎ学園	82-9510				○	○					○											○
みすなぎ鹿原学園	63-5030					○				○												○
みすなぎ高野学園	75-8800					○		○		○												○
みすなぎ丸田学園	82-9500					○				○												○
どんぐりひろば	77-5631												休	休		○						
にこにこ	68-9070															○						
ニチケアセンター舞鶴	78-9206	○	○																			
ハウオリ	78-3006											○										
訪問介護事業所ユアサイド	78-2072	○	○	○																		
ヘルパーステーション真愛	75-1333	○	○																			
ほっこりステーション	77-8110					○				○												
京都府立舞鶴こども療育センター	63-4865				○								○	○	○	○	○	○				
舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	64-3911												○	○								
舞鶴双葉寮	62-0122																					○
メタルエッグ介護事業部あっぷる	62-8377			○															○	○		
もくもくケア	080-1442-4242														○	○						
もくもくハウス	080-2412-5547															○						
みのりvillage	60-2083					○				○												○

事業所・施設名	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	短期入所	生活介護	自立訓練（機能）	就労移行支援	就労継続A	就労継続B	施設入所支援	共同生活援助	計画相談支援	障害児相談支援	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	障害児入所支援	移動支援	訪問入浴	日中一時支援	
相談支援事業所もくもくハウス	080-2412-5547												○	○								
ひだまり	68-9131															○						
みらいコンパスまいづる	78-3256												○	○								
みらいポケットまいづる	78-3256														○	○						
ナイン舞鶴	78-1007								○													
ぐるんば	77-5552															○						
デイ・サービス夢咲	78-3131					○																
ケア・オフィス夢咲	78-3131	○	○										○									
グループ・ホーム夢咲	78-3131				○							○										
あまて	60-8499								○													
生活介護もくよう海	75-3535					○																
さくらテラス	75-5511											○										
わおん事業所舞鶴	090-1440-0374											○										

綾部市内の障害福祉サービス事業所一覧

令和5年7月現在

事業所・施設名	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	生活介護	自立訓練（生活）	就労移行支援	就労継続A	就労定着支援	就労継続B	施設入所支援	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障害児相談支援	児童発達支援	放課後等デイ	移動支援	訪問入浴	日中一時支援	地域活動支援センター	訪問生活介護
あやべ作業所	49-0434						○					○											○		○
生活支援センター「えがお」	43-3553														○	○	○	○							
ともの家	42-1239								○			○													
グループホーム「ゆうゆう荘」	49-1182													○											
ゆらりんホーム	42-1239													○											
にっこりホーム	21-1423													○											
ワークショップ サクラティエ	43-3367											○													
あやべ生活サポートセンター・相談支援事業所	43-2881																○	○							
（綾部社協）ホームヘルプセンターさわやか	43-2881	○	○	○	○																○	○			
綾部市聴覚言語障害者支援センター	40-1260																○	○							
綾部東部在宅介護支援センター	46-0155	○	○																						
いこいの村栗の木寮	46-0101					○	○					○	○												
ケアホームいこいの村・コスモス寮	46-0101													○											
ありたんぼヘルパー事業所	42-8951	○	○		○																○		○		
あんじゅとよさと	47-5388																			○			○		
ミストラル介護センター綾部	47-5333	○	○																		○	○			
いかるがの郷	49-0470								○		○	○													
就労生活支援センターいかるが	40-5388																○								
在宅ケアステーションげんき	43-1133	○	○																						
ニチケアセンター綾部	40-1405	○	○																		○				
陽だまりの里さんさん上石	21-2634													○											
ふきのとう訪問介護事業所あやべ	43-0822	○	○		○																				
らいく	21-7029																			○			○		
綾部市療育教室「あいむ」	42-0111																		○						
綾部市地域活動支援センター「のぞみ」	42-0111																							○	
ゆらがわの郷	40-5388											○													
就労継続支援B型事業所 PLUM OFFICE	51-0012											○													
グループホーム KOMOREBI	52-1790													○											

知ってください！

緊急サポートシート



緊急サポートシートとは・・・？

緊急サポートシートとは、災害時（緊急時）において、医療的ケアを必要とする障がい児・者の情報をスムーズに共有し、避難に役立つ情報共有ツールのことです。



こういったときに役立つの・・・？

災害は、いつどこでどのようなシチュエーションで起こるか分かりません。ご家族が被災された時などの不測の事態が生じた場合、周囲の方に自分の状況を的確に説明し、助けを求め、命を守る必要があります。

緊急サポートシートは、近所の方、避難所で出会う方など、初めて関わる人が、目の前にいる方がこういった医療的ケアを必要とし、避難の際に、こういったことを配慮すればよいか、一目で分かるようまとめたシートです。

もちろん、災害時だけでなく、病気やケガなどの緊急時にも使用できます。

取り扱いについての注意点

サポートシートには、重要な個人情報も含まれています。

個人の責任において、取り扱いや紛失等には、十分にお気をつけください。

★支援者の皆さまへ

できる限り、保護者の方が記入される場に同席いただき、記入のサポートをしていただきますようお願いいたします。

どこから入手できるの・・・？

中丹圏域障害者自立支援協議会医療的ケア部会HPより、ダウンロードできます。

【HP】 <http://www.pref.kyoto.jp/chutan/ehoken/syougaisyajiritusienn.html>





“ 緊急サポートシートに関するお問い合わせ ”はこちらへ



中丹圏域障害者自立支援協議会 医療的ケア部会

(事務局) 京都府中丹東保健所 福祉課 ☎ 0773-75-0856

京都府中丹西保健所 福祉課 ☎ 0773-22-5766

<p>医療的ケアが必要な方のための 緊急サポートシート</p> <p>緊急時には、 広げてください！</p> <p>中内福祉障害者自立支援協議会 医療的ケア部会</p>	<p>《 医療的ケアの内容や注意事項(絵・図) 》</p> 
<p>《 基本情報 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 名前 _____ 男・女 ● 住所 _____ ● 生年月日 S・H・R _____ 年 月 日 ● 緊急連絡先 (名前) _____ 続柄() (住所) _____ (電話1) _____ (電話2) _____ ● 障がい名・病名 _____ 	<p>《 全身・ポジション(写真) 》</p>
<p>《 わたしの医療情報 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけの病院名 (病院名) _____ (電話) _____ (主治医) _____ ● アレルギー なし・あり() _____ ● 服薬 _____ 	<p>《 全身・ポジション(写真) 》</p>
<p>まず！してほしいこと </p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>※ 最も、緊急性が高い事柄から記入してください</p>	<p>～こんな支援や配慮が必要です～</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>※ ウラもあります</p>

じゆうきにゆうらん

～自由記入欄～

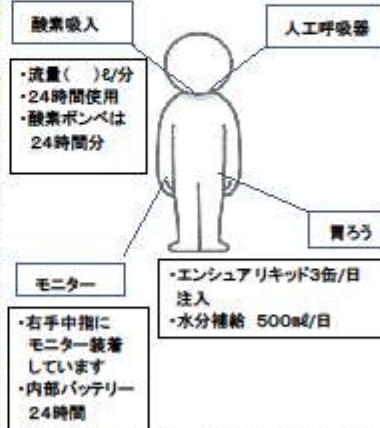
①きりとり

医療的ケアが必要な方のための
緊急サポートシート

緊急時には、
広げてください！

【医療的ケアの内容や注意事項(絵・図)】

- ・24時間使用
- ・電源が必要
- ・バッテリーは8時間分あり
- ・気管切開しており、吸引が必要



③やまおり

【はなちゃんの基本情報】

- 名前 中丹 花子 男・女
 - 住所 〒624-0906 舞鶴市宇倉谷1350-23
 - 生年月日 S・fIR 20年1月11日
 - 緊急連絡先
- (名前) 中丹 舞子 続柄(母)
- (住所) 舞鶴市倉谷1350-23
- (電話1) ●●●-●●●●-●●●●
- (電話2) ●●●-●●●●-●●●●
- 障がい名・病名

④たにおり

【わたしの医療情報】

- かかりつけの病院等
- (病院名) ○○病院
- (電話) ●●●-●●●●-●●●●
- (主治医) ○○○ ○○○
- アレルギー あり()
 - 服薬
- 朝..
- 昼..
- 夜..

【全身・ポジション(写真)】

★ 寝ているときや、移動時の様子が分かるような写真を貼ってください

⑤やまおり

まず！してほしいこと

電源の確保

酸素

きれいな水

※ 裏面、製薬性が薄い部分から取り除いてください

～こんな支援や配慮が必要です～

寝たきりで話せませんが、耳は聞こえており、話す内容は分かっていますので、出来るだけ説明してください。

声をかけずに、身体に触らないでください。

※ 裏面、製薬性が薄い部分から取り除いてください

※ ウラもあります

①きりとり

①きりとり

②やまおり

①きりとり

【サポートシートの作成方法】

- ① 外周を切り取る
 - ② やまおりする
 - ③ やまおりする
 - ④ たにおりする
- ⇒ ★ 完成 ★

※ お財布やかばん、ケース等に

入れて常時、携帯してください

～自由記入欄～

おもてめん きさい ないよう ついかじょうほう

* 表面で記載した内容に追加情報がございましたら、

じゆう きさい
ご自由に記載ください

> 持ち出し物品一覧

・
・
・
・
・

> 病院以外の関係機関

・訪問看護：(〇〇〇訪問看護ステーション)
管理者 () 担当者 ()
☑

・ヘルパー：(〇〇〇ヘルパーステーション)
管理者 () 担当者 ()
☑

・
・

